

令和 9 年度益城幼稚園園児募集

令和 9 年度の町立益城幼稚園の園児を、次の通り募集します。

入園資格

本町に住民登録している次の年齢の人(転入予定者を含む)

- ・満 3 歳児※／令和 6 年 4 月 2 日～令和 7 年 3 月 1 日生
- ・年少(3 歳児)／令和 5 年 4 月 2 日～令和 6 年 4 月 1 日生
- ・年中(4 歳児)／令和 4 年 4 月 2 日～令和 5 年 4 月 1 日生
- ・年長(5 歳児)／令和 3 年 4 月 2 日～令和 4 年 4 月 1 日生

※満 3 歳児は誕生日の翌月からの入園となります。

期間 10 月 7 日(水)～13 日(火) 平日

午前 8 時 30 分～午後 4 時 30 分

申込先 こども未来課(役場 1 階 8 番窓口)

申し込みに必要なもの

- ・申込書
- ・保護者と申し込み児童のマイナンバーが確認できるもの(マイナンバーカードなど)
- ・持参者の写真付きの公的な本人確認書類(運転免許証など)
- ・申し込み児童の手帳(障害者手帳など)の写し※対象者のみ
- ・転入申立書※転入予定者のみ(住民票の写し、建築確認・賃貸契約書などの写しを添付)

申込書作成フォームが便利です

申込書の作成フォームを町ホームページに公開しています。

フォームから作成された申込書は、こども未来課で準備しますので、期間内に申込書以外の必要なものを持って窓口にお越しください。

詳しくは町ホームページ
をご確認ください。



園を見学できます

見学は随時受け付けています。園に電話するか、二次元コードから予約してください。



予約フォーム

問 益城幼稚園 ☎ 286 - 2787

こども未来課 保育係 ☎ 286 - 3117

令和 9 年度認可保育施設入所一斉申し込み

令和 9 年 4 月から令和 10 年 3 月までの間、新規で認可保育施設への入所を希望する人の申し込みを、次の通り受け付けます。

期間 10 月 16 日(金)～11 月 10 日(火) 平日

午前 8 時 30 分～午後 4 時 30 分

※ 11 月 5 日(木)は、午後 7 時 30 分まで受け付けを延長します。

申込先 こども未来課(役場 1 階 8 番窓口)

申込書 町ホームページからダウンロードするか、「申込書請求フォーム」から請求してください。後日、すでに入園している保育所か郵送で受け取れます。

注意事項

- ・左記期間後も申し込み可能ですが、期間内の申し込みを優先して入所の調整を行います。
- ・令和 8 年度中の入所申し込みが保留となっている人や、結果がまだ分かっていない人も、再度一斉申し込み期間中に申し込んでください。
- ・認可保育施設を利用中の人は申し込み不要です。

詳しくは町ホームページ
をご確認ください。

問 こども未来課 保育係
☎ 286 - 3117



「オレンジフェスタ」中止のお知らせ

本紙 8 月号でお知らせした「オレンジフェスタ」は令和 8 年熊本地震の状況を踏まえ、中止します。

参加を楽しみにされていた皆さまには、このようなお知らせになりましたことをおわび申し上げます。

オレンジフェスタ(中止)

期日 9 月 12 日(土) 場所 地域共生センターカタル

問 福祉課 包括支援係 ☎ 234 - 6113

町社会福祉協議会 地域福祉課 ☎ 214 - 5566

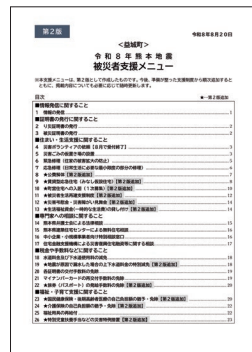
被災者向けの支援メニューをまとめました

令和 8 年熊本地震を受け、被災者の皆さまに向けた支援金、減免措置、各種相談支援などの支援制度を順次開始しています。

詳しい情報は、支援制度をまとめた冊子「被災者支援メニュー(第 2 版)」をご確認ください。

この冊子は、本紙と同じ時期に区長を通じて全戸配布しています。また、町ホームページでも公開しています。

被災者支援メニューは、現在「第 2 版」を配布中です。支援メニューが追加されるなど、必要に応じて随時更新していきます。



被災者支援メニュー(概要版) ※詳細やその他のメニューは冊子をご確認ください

支援メニュー	内容	問い合わせ
り災証明書	災害により住家に被害が発生した場合、被災者からの申請に基づき被害認定調査を行い、被害の度合いを判定し、証明します。	税務課 固定資産税係 ☎ 286 - 3380
被災証明書	住家以外の被災状況を町に届け出たことを証明するものです。各種保険の手続きなど必要に応じて申請してください。	税務課 固定資産税係 ☎ 286 - 3380
災害ごみの仮置き場	一時的に「災害ごみ」の仮置き場を設置しています。 設置期間 9 月 11 日(金)まで ※開場日は冊子を要確認	住民課 環境衛生係 ☎ 289 - 8077
被災住宅の緊急修理	ブルーシートやベニヤ板による簡易補修や、外壁などの落下防止ネットの処置など、緊急的な修理対応を助成します。	都市計画課 ☎ 286 - 3340
被災住宅の応急修理	被災した住家について、日常生活に必要な最小限度の部分を応急的に修理する費用を助成します。	都市計画課 ☎ 286 - 3340
被災家屋などの解体・撤去	住家、中小企業の事務所、店舗などで、一定以上の被害認定を受けた建物について、町が所有者に代わって、解体・撤去します。	住民課 環境衛生係 ☎ 289 - 8077
賃貸型応急住宅(みなし仮設住宅)	被災により住居に住めず、自らの資金では新たな住居が確保できない人に対し、民間賃貸住宅を借り上げて無償で提供します。	福祉課 地域福祉係 ☎ 234 - 6113
町営住宅への入居(一次募集)	被災により住居に住めず、自らの資金では新たな住居が確保できない人に対し、町営住宅の空き室を一時提供します。	財政課 管財係 ☎ 286 - 3155
被災者生活再建支援金	住家の被害程度に応じて生活再建のための支援金を支給します。住宅再建の方法に応じて支給される加算支援金もあります。	福祉課 地域福祉係 ☎ 234 - 6113
災害弔慰金・災害障がい見舞金	令和 8 年熊本地震により死亡した人の遺族、心身に重度の障がいを受けた人に対し、弔慰金・障がい見舞金を支給します。	福祉課 地域福祉係 ☎ 234 - 6113
生活福祉資金(一時的な生活費)の貸し付け	令和 8 年熊本地震により被災した世帯に対して、生活福祉資金(緊急小口資金)特例貸し付けを行います。	町社会福祉協議会 ☎ 080 - 5799 - 8420
水道料金及び下水道使用料の減免	上下水道料金の 8 月請求分(7 月使用分)・9 月請求分(8 月使用分)の基本料金を減免します。手続きは不要です。	水道課 ☎ 286 - 6880 下水道課 ☎ 286 - 1131
地震を原因とした漏水の上下水道料金の減免	令和 8 年熊本地震が原因で給水装置が破損し、漏水を修繕した人の上下水道料金を減免します。	水道課 ☎ 286 - 6880
各種手数料の減免	被災者に対し、証明書の交付手数料、マイナンバーカードの再交付手数料、旅券発給手数料などの免除を行います。	住民課 住民係 ☎ 286 - 3112